



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第39号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(11)(職員課).....	6
	鳥取県部設置条例の一部を改正する条例(12)( ).....	6
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例(13)( ).....	9
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(14)( ).....	12
	県税事務所設置条例の一部を改正する条例(15)(税務課).....	15
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(16)( ).....	16
	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての 県費負担に関する条例の一部を改正する条例(17)(市町村振興課).....	18
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(18) ( ).....	20
	鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例(19)(企画振興課).....	26
	鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例の一部を改正する条例(20)(情報政策課).....	27

### ==== 公布された条例のあらまし ====

#### 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 次のとおり職員の定数を改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 数	
	改 正 後	現 行
知事の事務部局の職員	3,310人	3,392人
一般会計支弁に係る職員	3,290人	3,365人
特別会計支弁に係る職員	20人	27人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,485人	2,473人
県立学校の職員	2,258人	2,244人
県立学校の職員以外の職員	227人	229人
県費負担教職員	4,359人	4,355人

2 この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

#### 鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

1 名称の改正(第1条関係)

土木部の名称を県土整備部に改めることとした。

2 総務部の所掌事務の改正(第2条関係)

- (1) 県の業務に関する情報化の推進に関する事項(現行 企画部の所掌事務)を加えることとした。
- (2) 人権に関する事項を加えることとした。
- 3 生活環境部の所掌事務の改正(第5条関係)  
生活排水処理施設の整備(現行 農林水産部及び土木部の所掌事務)並びに下水道の整備及び管理(現行 土木部の所掌事務)に関する事項を加えることとした。
- 4 県土整備部の所掌事務の改正(第8条関係)
  - (1) 治山に関する事項(現行 農林水産部の所掌事務)を加えることとした。
  - (2) 漁港の整備及び管理に関する事項(現行 農林水産部の所掌事務)を加えることとした。
  - (3) 鳥取空港の管理に関する事項(現行 企画部の所掌事務)を加えることとした。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日等
  - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例あらまし

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
  - (1) 深夜勤務の制限が適用される育児を行う職員について、配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができる職員以外の職員(現行 深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族のない職員)とすることとした。(第10条の2関係)
  - (2) 深夜勤務の制限が適用される介護を行う職員について、深夜において常態として当該要介護者を介護することができる当該要介護者の同居の親族のない職員に限定している要件を削除することとした。(第10条の2関係)
  - (3) 育児又は介護を行う職員から請求があった場合には、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととすることとした。(第10条の2関係)
  - (4) 介護休暇の期間を、連続する6月(現行 3月)の期間内とすることとした。(第17条関係)
- 2 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
  - 1と同様の改正を行うこととした。(第8条の2、第15条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 育児休業をすることができない職員から育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年退職することとなる職員を除くとともに、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員を加えることとした。(第2条関係)
- 2 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情に次の事情を加えること。(第3条関係)
  - (1) 3の事由に該当して育児休業の承認が取り消された後、当該承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこととした。
  - (2) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこととした。
- 3 育児休業の承認の取消事由に育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育

児休業を承認しようとするときを加えることとした。(第5条関係)

4 育児休業に伴い任期を定めて採用された職員について任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととする事とした。(新第5条の2関係)

5 その他所要の規定の整備を行う事とした。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

(3) 鳥取県職員定数条例及び鳥取県警察職員定員条例について所要の改正を行う事とした。

県税事務所設置条例の一部を改正する条例

1 日野郡日野町に西部県税事務所日野支所を設置することとし、その管轄区域は、日野郡の区域とする事とした。(第6条関係)

2 この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 再開発会社が市街地再開発事業に伴い不動産を取得する場合の不動産取得税の納税義務の免除等に関する申告等の手続を定める事とした。(第95条、第96条関係)

2 県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するマンション建替組合に、県民税の法人税割を課するものとする事とした。(第21条関係)

3 この条例は、都市再開発法等の一部を改正する法律(再開発会社に係る部分に限る。)の施行の日から施行することとした。ただし、2は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日から施行することとした。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 自動車の使用に関する基準額の改定

(1) 候補者1人当たりの上限額を1日当たり6万4,500円(現行 6万200円)に引き上げることとした。(第3条関係)

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合の基準額を1日当たり6万4,500円(現行 6万200円)に引き上げることとした。(第5条関係)

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約のうち運転手の雇用に関する契約の場合の基準額を1日当たり1万2,500円(現行 1万1,700円)に引き上げることとした。(第5条関係)

2 ポスター作成に関する基準額(単価)の改定

(1) 当該選挙区のポスター掲示場数が500以下の場合の基準額を510円48銭(現行 501円99銭)に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。(第9条関係)

(2) 当該選挙区のポスター掲示場数が500を超える場合の基準額を26円73銭(現行 26円29銭)にその500を超える数を乗じて得た金額に55万7,115円(現行 55万2,870円)を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。(第9条関係)

3 その他

所要の規定の整備を行う事とした。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次の表の左欄に掲げる事務(その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。(別表関係)

事 務	市町村
1 地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(羽合町、関金町及び北条町を除く。)、西伯郡西伯町、淀江町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町
2 地方自治法に基づく市町村の区域内の町等の区域の設置等の届出の受理等	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町(羽合町及び関金町を除く。)、西伯郡の町(会見町を除く。)、及び日野郡日南町及び溝口町
3 計量法に基づく工場等への立入検査等	東伯郡三朝町
4 工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出の受理等	鳥取市及び米子市
5 農地法に基づく農地等の権利の設定又は移転の許可	倉吉市及び東伯郡三朝町
6 土地改良法に基づく換地処分の届出の受理	鳥取市
7 土地改良法に基づく土地改良事業の認可等	東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町
8 土地改良法施行規則に基づく農業用排水路の指定	東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町
9 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可等	東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町

10 土地区画整理法施行令に基づく解任投票所等の公告	東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
11 土地区画整理法に基づく個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合施行の土地区画整理事業に係る換地計画の認可等	東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
12 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく建築等の許可等	米子市
13 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則に基づく書面の交付	米子市
14 都市計画法に基づく開発行為の許可等	倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町
15 都市計画法施行令に基づく面積の設定	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

1 条例の題名を鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金条例と改めるとともに、基金の名称を鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金(現行 鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金)と改めることとした。(題名、第1条関係)

2 基金の対象となる活動等の範囲を農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等(現行 農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等)とすることとした。(第1条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例の一部を改正する条例

1 条例の失効日を平成15年3月31日(現行 平成14年3月31日)とすることとした。(附則関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第11号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成 6年鳥取県条例第 4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 （ 1 ） 知事の事務部局の職員 <u>3,310人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,290人</u> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>20人</u> （ 2 ） 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関 の職員 <u>2,485人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,258人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>227人</u> （ 3 ）～（ 10 ） 略 （ 11 ） 県費負担教職員 <u>4,359人</u> 2 略	（定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。 （ 1 ） 知事の事務部局の職員 <u>3,392人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,365人</u> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>27人</u> （ 2 ） 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関 の職員 <u>2,473人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,244人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>229人</u> （ 3 ）～（ 10 ） 略 （ 11 ） 県費負担教職員 <u>4,355人</u> 2 略

附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第12号

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部設置条例（平成 6年鳥取県条例第 5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄

中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び第2項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の7部を置く。</p> <p>総務部～農林水産部 略</p> <p>県土整備部</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び第2項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の7部を置く。</p> <p>総務部～農林水産部 略</p> <p>土木部</p>
<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>情報化の推進に関する事項（県の業務に関するものに限る。）</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>（7）略</p> <p>（8）略</p> <p>（9）<u>人権及び同和対策に関する事項</u></p> <p>（10）略</p> <p>（11）略</p>	<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>（7）略</p> <p>（8）同和対策に関する事項</p> <p>（9）略</p> <p>（10）略</p>
<p>（企画部の所掌事務）</p> <p>第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>情報化の推進に関する事項（県の業務に関するものを除く。）</u></p> <p>（4）交通政策に関する事項</p> <p>（5）～（9）略</p>	<p>（企画部の所掌事務）</p> <p>第3条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）情報化の推進に関する事項</p> <p>（4）交通政策及び鳥取空港の管理に関する事項</p> <p>（5）～（9）略</p>
<p>（生活環境部の所掌事務）</p> <p>第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9）略</p> <p>（10）<u>生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関する事項</u></p>	<p>（生活環境部の所掌事務）</p> <p>第5条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（9）略</p>
<p>（農林水産部の所掌事務）</p> <p>第7条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）略</p>	<p>（農林水産部の所掌事務）</p> <p>第7条 農林水産部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）略</p>

<p>(7) 森林の保全に関する事項(治山に関する事項を除く。)</p> <p>(8) 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第8条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 河川、砂防及び治山に関する事項</p> <p>(6) 港湾及び漁港の整備及び管理並びに空港の整備及び鳥取空港の管理に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(7) 森林の保全に関する事項</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 漁港の整備及び管理に関する事項</p> <p>(土木部の所掌事務)</p> <p>第8条 土木部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 下水道の整備及び管理に関する事項</p> <p>(6) 河川及び砂防に関する事項</p> <p>(7) 港湾の整備及び管理並びに空港の整備に関する事項</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 県土整備部に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 土木部に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>2及び3 略</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第13号**

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

( 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 )

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ( 平成 6 年鳥取県条例第35号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 ( 以下この条において「追加項」という。 ) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 )</p> <p>第10条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 ( <u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 ( 午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この条において同じ。 ) において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。 ) が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 ( <u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。 ) が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条第 2 項に規定する勤務 ( 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第 4 項において同じ。 ) をさせてはならない。</u></p>	<p>( 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限 )</p> <p>第10条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 ( <u>深夜 ( 午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。 ) において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。 ) が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、配偶者 ( 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第 17条第 1 項において同じ。 ) 父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの ( 以下この項及び第17条第 1 項において「要介護者」という。 ) を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。</p>

3 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

（無給休暇）

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3～6 略

（無給休暇）

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3～6 略

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜（午後10時から翌日</p>

親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。）をさせてはならない。

3 市町村教育委員会は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

（無給休暇）

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

（1）介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

（2）略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期

の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるものない職員に限る。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項及び第15条第1項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（無給休暇）

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

（1）介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

（2）略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3月の期

間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3～6 略

間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3～6 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第17条の規定は、第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧勤務時間条例」という。)第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新勤務時間条例第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

3 旧勤務時間条例第18条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新勤務時間条例第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新県費負担教職員勤務時間条例」という。)第15条の規定は、第2条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧県費負担教職員勤務時間条例」という。)第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新県費負担教職員勤務時間条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

5 旧県費負担教職員勤務時間条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新県費負担教職員勤務時間条例第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第14号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>育児休業の請求の際両親が育児休業等により子</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び職員の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第1号）第2条の規定により退職することとなる職員</u></p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2) 略</p>

を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）

(4) 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(期末手当等の支給)

第5条の3 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条の4第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 略

(3) 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

(期末手当等の支給)

第5条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条の4第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

4 鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
（定数） 第2条 略 2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。 （1）～（6） 略 （7） 育児休業をしている職員	（定数） 第2条 略 2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。 （1）～（6） 略

（鳥取県警察職員定員条例の一部改正）

5 鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
（定員） 第2条 略 2 職員で休職中の者、 <u>育児休業をしている者</u> 、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。 3 <u>育児休業をしている者（警察官に限る。）が復職した場合において、職員の員数が第1項に定める定員を超えるときは、その定員を超える員数の職員については、1年を超えない期間に限り、同項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</u>	（定員） 第2条 略 2 職員で休職中の者、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。

県税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第15号**

県税事務所設置条例の一部を改正する条例

県税事務所設置条例（昭和25年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。



(1) 略

(2) マンション建替組合

(3) 略

(4) 略

(5) 略

6及び7 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第9項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項若しくは第9項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたこと又は法第73条の27の4第7項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体その他施行令で定める者(以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。)が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 不動産を譲渡した年月日又は譲受け予定者等が不動産を取得した年月日

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項若しくは第9項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすること又は譲受け予定者等が法第73条の27の4第7項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 不動産を譲渡する予定年月日又は譲受け予定者等が不動産を取得する予定年月日

2 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

6及び7 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 不動産を譲渡した年月日

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 不動産を譲渡する予定年月日

2 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、

は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第9項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

附 則

この条例は、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成14年法律第 号）第1条の規定の施行の日から施行する。ただし、第21条第5項の改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第 号）の施行の日から施行する。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県費負担)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>6万4,500円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の場合を生じたときは、当該場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第9項及び第143条第15項の規定に基づき、候補者の選挙運動用自動車の使用及び掲示場用ポスターの作成について、その費用を県が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県費負担)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>6万200円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の場合を生じたときは、当該場合を生じ</p>

を生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする。

(県費の支払)

第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)

が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額  
ア及びイ 略

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に  
関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の  
運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用  
自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補  
者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)の  
それぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に  
従事した各日についてその勤務に対し支払うべき  
報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える  
場合には、1万2,500円)の合計金額

(県費の支払)

第9条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業

を生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする。

(県費の支払)

第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)

が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万200円を超える場合には、6万200円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額  
ア及びイ 略

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に  
関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の  
運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用  
自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補  
者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)の  
それぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に  
従事した各日についてその勤務に対し支払うべき  
報酬の額(当該報酬の額が1万1,700円を超える  
場合には、1万1,700円)の合計金額

(県費の支払)

第9条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業

とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 501円99銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 26円29銭にその500を超える数を乗じて得た金額に55万2,870円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第18号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
<p>1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理</p> <p>(2) 第9条の5第2項の規定による告示</p>	<p>各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(羽合町、関金町及び北条町を除く。)、西伯郡西伯町、淀江町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町</p>		
<p>1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理</p> <p>(2) 第260条第2項の規定による告示</p>	<p>各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町(羽合町及び関金町を除く。)、西伯郡の町(会見町を除く。))並びに日野郡日南町及び溝口町</p>		
<p>1の3 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>	<p>1 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
2~23 略		2~23 略	
<p>24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(昭和35年政令第149号)の規定により処理することとされている商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく事務のうち、商工会に係るもの</p>	<p>米子市及び各町村</p>	<p>24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(昭和35年政令第149号)の規定により処理することとされている商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく事務のうち、商工会に係るもの</p>	<p>米子市及び各町村</p>
<p>24の2 計量法(平成4年法律第51号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(2) 第15条第2項の規定による公表</p> <p>(3) 第15条第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(4) 第147条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(5)において同じ。)</p> <p>(5) 第148条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(6) 第149条第1項の規定による特定商品の提出の命令</p>	<p>東伯郡三朝町</p>		

<p>(7) 第150条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消</p>			
<p>24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1) 第6条第1項及び第7条第1項の規定による特定工場の新設等の届出の受理                  (2) 第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出の受理                  (3) 第9条第1項及び第2項の規定による必要な事項の勧告                  (4) 第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更の命令                  (5) 第11条第2項の規定による期間の短縮                  (6) 第12条の規定による氏名等の変更の届出の受理                  (7) 第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理</p>	<p>鳥取市及び米子市</p>		
<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の4に規定する場合に係るものを除く。)</p>	<p>鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村(郡家町及び船岡町を除く。)、気高郡の町並びに東伯郡泊村及び三朝町</p>	<p>24の2 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の4に規定する場合に係るものを除く。)</p>	<p>鳥取市、岩美郡の町村、八頭郡の町村(郡家町及び船岡町を除く。)、気高郡の町及び東伯郡泊村</p>
<p>24の5 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)~(4) 略                  (5) 第54条第3項の規定による換地処分の届出の受理                  (6) 略                  (7) 略</p>	<p>鳥取市</p>	<p>24の3 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)~(4) 略                  (5) 略                  (6) 略</p>	<p>鳥取市</p>
<p>24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1) 第95条第1項の規定による土地改良事業の認可                  (2) 第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第1項の規定による土地改良事業計画及び規約の適否の決定                  (3) 第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第6項の規定による公告並びに土地改良事業計画書及び規約の写しの縦覧                  (4) 第95条第4項の規定による公告                  (5) 第95条の2第1項の規定による土地改良事業の計画の変更等の認可                  (6) 第95条の2第3項において準用する第48条第10項の規定による手続の省略の認定                  (7) 第95条の2第3項において準用する第48条第11項の規定による公告</p>	<p>東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町</p>		

<p>( 8 ) 第96条において準用する第52条第1項の規定による換地計画の認可</p> <p>( 9 ) 第96条において準用する第52条の2第1項(第96条において準用する第53条の4第2項において準用する場合を含む。 )の規定による換地計画又は換地計画の変更の適否の決定</p> <p>(10) 第96条において準用する第52条の2第4項(第96条において準用する第53条の4第2項において準用する場合を含む。 )において準用する第8条第6項の規定による公告及び換地計画書の写しの縦覧</p> <p>(11) 第96条において準用する第53条の4第1項の規定による換地計画の変更の認可</p> <p>(12) 第96条において準用する第54条第3項の規定による換地処分の届出の受理</p> <p>(13) 第96条において準用する第54条第4項の規定による公告</p> <p>(14) 第96条において準用する第54条第5項の規定による管轄登記所への通知</p> <p>(15) 第96条において準用する第57条の2第1項の規定による管理規程の認可</p> <p>(16) 第96条において準用する第57条の2第3項の規定による管理規程の変更等の認可</p> <p>(17) 第96条において準用する第57条の2第4項の規定による公告</p> <p>(18) 第113条の2第1項の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理(第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。)</p> <p>(19) 第113条の2第2項の規定による公告</p> <p>(20) 第122条第2項ただし書の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(21) 第132条第1項の規定による報告の徴収及び検査</p> <p>(22) 第134条第1項の規定による必要な措置の命令</p>			
<p>24の7 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定</p>	<p>東伯郡大栄町及び赤碓町並びに西伯郡名和町</p>		
<p>25~35 略</p>		<p>25~35 略</p>	
<p>35の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(11) 略</p>	<p>鳥取市</p>	<p>35の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(11) 略</p>	<p>鳥取市</p>
<p>35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第14条第1項及び第2項の規定</p>	<p>東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町</p>		

<p>による土地区画整理組合の設立の認可</p> <p>(2) 第14条第3項の規定による事業計画の認可</p> <p>(3) 第20条第1項及び第5項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画又は事業計画の修正に係る部分を縦覧に供させること。</p> <p>(4) 第20条第2項及び第5項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理</p> <p>(5) 第20条第3項及び第5項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画又は事業計画の修正に係る部分の修正の命令及び通知</p> <p>(6) 第21条第3項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>(7) 第21条第4項の規定による公告</p> <p>(8) 第29条第1項の規定による理事の氏名等の届出の受理</p> <p>(9) 第29条第2項の規定による公告</p> <p>(10) 第39条第1項の規定による定款等の変更の認可</p> <p>(11) 第39条第4項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>(12) 第39条第5項の規定による公告</p> <p>(13) 第45条第2項の規定による解散の認可</p> <p>(14) 第45条第5項の規定による公告</p> <p>(15) 第49条の規定による決算報告書の承認</p> <p>(16) 第125条第1項及び第2項の規定による事業又は会計の状況の検査</p> <p>(17) 第125条第3項の規定による処分取消しその他必要な措置の命令</p> <p>(18) 第125条第4項の規定による認可の取消し</p> <p>(19) 第125条第5項の規定による総会等の招集</p> <p>(20) 第125条第6項の規定による投票の実施</p> <p>(21) 第125条第7項の規定による議決等の取消し</p>			
<p>35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告</p>	<p>東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町</p>		
<p>36 略</p>		<p>36 略</p>	
<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 第109条第1項の規定による公告</p>	<p>各市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町</p>	<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>各市</p>
<p>38 略</p>		<p>38 略</p>	

<p>39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(6)略</p>	<p>各市</p>	<p>39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(6)略</p>	<p>各市</p>
<p>39の2 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第5条第1項の規定による施設の建設等の許可 (2) 第6条第1項の規定による施設の移転等の命令 (3) 第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告 (4) 第38条第1項の規定による権利の設定等の承認</p>	<p>米子市</p>		
<p>39の3 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則(昭和42年建設省令第3号)第25条の規定による書面の交付</p>	<p>米子市</p>		
<p>40及び41 略</p>		<p>40及び41 略</p>	
<p>42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可 (2) 第34条第9号の規定による届出の受理 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 第41条第1項の規定による建築物の建ぺい率等の指定  (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略  (16)~(19) 略</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町</p>	<p>42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第29条の規定による開発行為の許可  (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 第41条第1項の規定による建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 第43条第1項第6号口の規定による宅地であった旨の確認 (16)~(19) 略</p>	<p>鳥取市及び米子市</p>
<p>43 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第31条の規定による面積の設定</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町</p>	<p>43 都市計画法施行規則第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、42の項に規定する事務に係るもの</p>	<p>鳥取市及び米子市</p>
<p>44~48 略</p>		<p>44~48 略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の項、1の2の項、24の2の項から24の7の項まで、35の3の項、35の4の項、37の項、39の2の項、39の3の項、42の項及び43の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を次のように改正する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第19号**

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例（平成5年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u>第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域（以下「中山間地域」という。）において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動を推進し、もって中山間地域の農山村の活性化を図るため、<u>鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金（以下「基金」という。）</u>を設置する。</p>	<p><u>鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、<u>過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）</u>第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域（以下「中山間地域」という。）において、住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動を推進し、もって中山間地域の農村の活性化を図るため、<u>鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金（以下「基金」という。）</u>を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第20号

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例の一部を改正する条例

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例（平成12年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成15年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成14年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

